

## 合意事項

和光市（甲）と和光市高齢者福祉センター指定管理者社会福祉法人和光市社会福祉協議会（乙）とは、次の事項について協議し合意した。

### 1 平成22年度指定管理料について

和光市高齢者福祉センターの事業予算は、事業実施に係る指定管理料と和光市総合福祉会館設置及び管理条例で定める利用料等の収入額を合算した収入で実施するものとする。

### 2 指定管理料に含めない経費について

平成22年度指定管理料に送迎業務委託料及び光熱水費を含めないものとする。

### 3 送迎業務の実施について

送迎業務については、他施設を含め甲が送迎業務事業者と一括契約するものとし、添乗及び配車の手配等に係る調整は乙が行うものとする。

(1) 運行車両及び台数 マイクロバス標準ステップ付 乗車定員29名 1台

(2) 運行日数及び運行ダイヤ 運行は当該施設開所日とし、運行経路等については乙が送迎業務事業者と調整するものとする。

### 4 指定管理者が使用する事務連絡車について

事務連絡車については乙がリース会社と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

### 5 事務用及び業務用パソコンについて

リース対応とするので、乙が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

### 6 コピー機及び印刷機について

リース対応とするので、乙が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

### 7 消防計画について

甲が作成する和光市総合福祉会館消防計画に各施設は包含されるので、乙は消防計画に基づき各施設内の体制整備を行い、防火訓練等又は火災等の発生時にはその任に当たらなければならない。

### 8 企画提案書の情報公開の開示請求に対する承認について

開示の請求があったときは、甲が条例に基づき開示するものとする。

### 9 研修の参加について

乙は、甲が開催する個人情報保護等の研修会の施設職員の参加について、配慮するものとする。